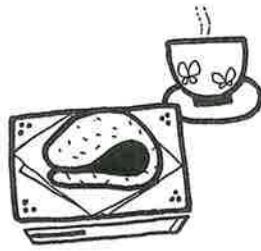




楠西 こみせん

第481号 (8年3月)

楠西コミュニティセンター
運営委員会 広報部
☎ 902-4320

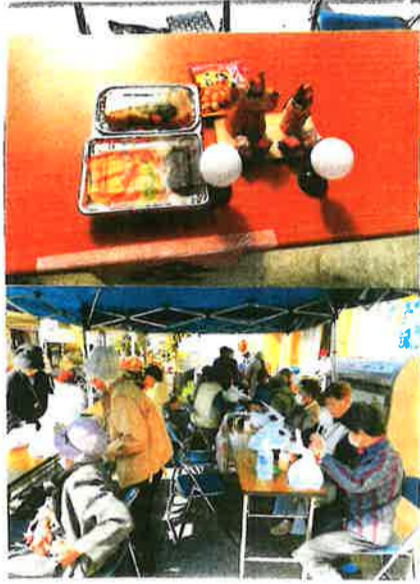


ひとり暮らし高齢者向け配食給食会が実施されました

日時 3月1日(日) 10時30分~11時30分 ひなまつり配食
場所 楠西コミュニティセンター

3月のひな祭りを意識したちらし寿司を今回は手作りしました。配食を取りに来ていただいた方には三色だんごとお茶のサービスをしました。まだ、少し寒い天候でしたが、だんごとお茶でお話しが盛り上がっていました。当日は自衛隊の航空ショーの日で、本番前の練習機が飛び交うシーンが東の空に広がって時々爆音が響いていました。

楠西福祉推進協議会



春の交通安全市民運動実施

~マナーアップなごや なくそう交通事故~
~広めよう 交通安全スリーS運動~

期間 4月6日(月)~15日(水)までの10日間
重点事項 通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保
歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶やシートベルト等の適切な使用

春は、新入学・入園や入社などで生活環境が大きく変わり慣れない環境での通勤・通学が始まることで、交通事故の発生が心配される時期です。新入学児童・園児には、交通安全教室を通じて、信号の意味や横断歩道の渡り方などの交通安全指導を行います。10日には学区の交通安全推進委員が41号線沿線に立ち交通安全をアピールいたします。時間は早朝7時15分より8時15分まで行います。

令和8年度 春の生活安全市民運動の実施

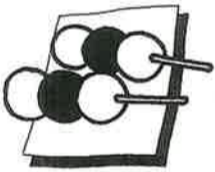
日程 4月15日(水)~24日(金)までの10日間

スローガン みんなで創ろう、安心・安全 なごや

犯罪にあわない、犯罪を起こさせない、犯罪を見逃さない
3N(ない)

重点事項 子ども・女性の安全を守る活動の推進
自動車盗の被害防止

犯罪にあわないため、犯罪を起こさせないため、一人ひとりが防犯のポイントを理解し日常的に実践するとともに、あいさつ・声かけの励行、防犯パトロールなど、地域の連帯を強くしましょう。



女性会納会が開催されました

3月13日(金)19時より50名参加で開催されました。昔懐かしい押し寿司と人参たっぷりのぶっかけうどん、おから(うの花)をつくり一年間の労をねぎらいながら楽しくいただきました。運動会、盆おどりなど思い出して盛り上がりました。

楠西女性会

楠西学区グラウンドゴルフ大会結果報告

2月15日(日曜日)に60名参加で開催されました。

結果はつぎのとおりです。

優勝 松岡 圭碩さん 4位 三田 君子さん
準優勝 中西 道也さん 5位 大角 信雄さん
3位 溝口 靖彦さん ブービー 三品 きよみさん



令和8年 4月1日 施行

道路交通法 一部改正のポイント

- 自転車をはじめとする軽車両に青切符が導入
- 自動車等が自転車等の側方を通過する際の新たな規定
- 普通仮免許等の年齢要件が引き下げに

自転車等に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が適用に
※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に交通反則告知書(青切符)が交付され、違反者が反則金を納付すれば刑事罰に科されない制度です。自転車関連事故や自転車の違反による検挙件数が増え、取り締まりに実効性や合理化が求められる中、刑事手続とは異なるこの制度の導入により、比較的軽微な違反が迅速かつ円滑に処理されます。

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額 取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

携帯電話の使用等(保持) 12,000円	遮断踏切立ち入り 7,000円	信号無視(赤色等) 6,000円	車道の右側通行 6,000円
一時不停止 5,000円	無灯火 5,000円	ブレーキ不備等 <small>※ブレーキがない、ブレーキのせきが悪い自転車での走行</small> 5,000円	イヤホンの使用 <small>※必要な音が聞こえないなどの場合</small> 5,000円
並進 3,000円	二人乗り 3,000円	<p>走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、酒酔い運転や(防犯通報)など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。</p> <p>警察官の指導や警告を受けた場合はすみやかに従わなければなりません。 警告に従わずに違反行為を続けた場合や通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は、取り締まりの対象となります。</p> <p>取り締まりは、自転車事故が多い時間帯や場所を重点的に実施されます。</p> <p>※平成27年6月1日より一定の危険な行為を3年以内に2回以上行うと、自転車運転者講習の受講が義務付けられています(14歳以上が対象)。</p>	

自転車を含む軽車両の反則金一覧

反則金一覧▶

自転車の基本的なルール

「自転車安全利用五則」を確認してきましょう▶